

たつの市避難行動要支援者支援マニュアル

「たつの市避難行動要支援者支援マニュアル」とは

災害発生時に適切な行動をとるために、個人情報保護に関する法律に基づき、市が持つ要支援者情報を市・自主防災組織・民生委員児童委員が共有し、平常時から、相互に連携をとるための手順を定めたものです。

①災害時要配慮者台帳を作成します

市内（危機管理課・地域福祉課・高年福祉課・地域包括支援課・地域振興課）で共有します

②避難行動要支援者名簿を作成します

避難行動要配慮者台帳に登録をしている方のうち、特に災害発生時に避難活動等の支援を要すると見込まれる方を登録します



③民生委員児童委員に「避難行動要支援者名簿」を提供します

④民生委員児童委員が対象者を訪問し、「登録台帳」を作成します

提供を受けた「避難行動要支援者名簿」をもとに、要支援者を訪問します

個人情報の提供の同意を得た上で、支援のための「避難行動要支援者登録台帳※」を作成します

※「登録台帳」の内容：親族・災害発生時の支援者の情報／避難活動での支援に係る注意事項等

◆以下の場合は届出をお願いします。

- ・登録対象の方で、登録を希望しない場合→「避難行動要支援者個人情報非開示申出書」
- ・新規に避難行動要支援者名簿に登録を希望する場合→「避難行動要支援者登録台帳」

⑤「登録台帳」を市・自主防災組織・民生委員児童委員が共有し、災害発生時に備えます

☆要支援者とは・・・

①要配慮者台帳対象者

- ・高齢者（75歳以上）のみで構成された世帯構成員
- ・身体障害者 第1種（上肢／内部）
- ・知的障害者（A判定）
- ・精神障害者（1級）
- ・難病患者

- ・ひとり暮らし高齢者（75歳以上）
- ・要介護3以上の者
- ・身体障害者 第1種のうち
下肢／体幹（各1～3級）／
視覚（1～4級）／聴覚（1～3級）
2つ以上の重複する障害がある場合
には個々の障害の等級で判別します
- ・その他支援を希望する者

②要支援者名簿対象者

☆問い合わせ先

市外局番（0791）

地域福祉課 ☎64-3204

高年福祉課 ☎64-3152

危機管理課 ☎64-3219

地域包括支援課 ☎64-3197

新宮総合支所地域振興課

☎75-0255

揖保川総合支所地域振興課

☎72-2523

御津総合支所地域振興課

☎（079）322-1451